

2022 年度 日本学生支援機構第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」

よくある質問

〈留意点〉

- ・ よくあるご質問に対する一般的な回答を例示したものです。個々の状況について、すべてに当てはまる統一的な回答をお示しするものではありません。
- ・ 募集要領の注意事項等も熟読した上で申請を行ってください。
- ・ 個別の業績に対して「評価対象か？」「どの程度評価されるか？」というご質問へは回答できません。記載された業績は学内選考委員会等の審議で評価がなされ、最終的には JASSO で審査が行われます。

〈制度について〉

Q：返還免除の倍率や難易度はどのくらいですか？

A：貸与終了者数の 30%相当数が本学の推薦枠として割り当てられています。選考は相対評価であり、倍率や難易度は課程や当該年度の申請状況によって大きく異なるため、一概にお答えすることはできません。

Q：卒業後、本件に係る連絡はどのように来ますか？

A：推薦候補者となった方へ卒業後連絡可能なメールアドレスをお伺いします。大学からの連絡はそちらへお送りします。JASSO からの連絡(認定書等)はスカラネット・パーソナル(スカラ PS)に登録されている住所に送付されます。貸与終了後に住所変更等があった場合は、必ずスカラ PS から変更手続きを行ってください。

Q：今年度「新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の特例」（以下、特例措置）に申請し、来年度返還免除申請する方が、今年度返還免除申請をするより有利になりますか？

A：返還免除の倍率や難易度等はその年度により大きく異なるため、一概に有利・不利は言えません。また、特例措置はコロナ禍により貸与期間中に業績を挙げることができず、2023 年度も正規学生として在籍している学生を対象としています。この点を踏まえて、特例措置の利用有無はご本人で判断してください。なお、特例措置と今年度の返還免除の同時申請や、コロナ禍以外の事情による特例措置への申請は不可です。

Q：昨年度(2021 年度)特例措置に申請し、今年度(2022 年度)の返還免除に申請可能となりましたが、引き続きコロナ禍による研究遅延のため、今年度の特例措置に申請することは可能ですか？

A：2022 年度も引き続きコロナ禍の影響を受けた研究遅延等のため、業績を挙げるできなかった場合は申請することができます。ただし、一昨年(2020 年度)の当該特例措置にも申請していた方は、今年度の特例措置には申請できません。

Q：今年度(2022 年度)初めて新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の特例措置へ申請した学生は、通算 2 年間延長することができますか？

A：今年度本特例措置申請者は、2023 年度の免除申請が可能になります。「通算 2 年」の記述は、今年度の特例措置申請および適用にあたって要件を示しているものです。あくまでもコロナ禍による「特例措置」であるため、来年度以降の措置継続有無は不明ですが、基本的に特例措置申請者は 2023 年度に免除申請を行うものと考えてください。

〈申請書類について〉

Q：様式 1 を印刷すると表中の文字が一部隠れたり、体裁が乱れたりします。そのまま提出して問題ありませんか？

A：第三者が見やすいように調整して提出してください。ただし、項目を増やしたり、削除したりすることは避けてください。記載する業績が多く、1 枚(両面)に収まらない場合、ページ数が増えることは問題ありません。提出された書類は基本的にそのまま審査機関（学内・JASSO）へ提出します。指示に従って丁寧に作成してください。

Q：提出後に資料の差し替えを行うことはできますか？

A：提出後の申請者都合による資料差し替えは受け付けません。ただし、学内選考を通過し、推薦候補者となった場合は、短期間ですが業績に追加や書類差し替えが可能な期間があります。詳細は推薦候補者となった方へメールでご案内します。

〈業績・証明書類について〉

Q：●●は業績になりますか？申請書ではどの業績の種類に当てはまりますか？

A：申請書や評価基準で該当する項目があれば記載可能です。申請書の文言や評価基準に照らし合わせて判断してください。当てはまる業績の種類についても申請者の判断によります。（ただし、明らかに趣旨から外れた記載と判断できる場合は、学生支援課から申請者へ照会を行います。）

Q：「学位論文その他研究論文」の要旨が英語です。和訳を添付すべきですか？

A：和訳の添付は特に求めていません。ただし、著者名・論文タイトル・学術雑誌名・発行日等が判別可能な状態で提出してください。

Q：審査中の学位論文に関する証明書類は何がありますか？

A：著者名・論文タイトルが分かるものと論文内容の概要（要旨に相当する資料）を提出してください。

Q：研究論文について、採録は決定しているが発行前です。業績として記載できますか？

A：採録が決定済みであれば記載可能です。採録が決定していることが分かる書類の中で最も証明能力が高いもの（最も客観的なもの）を添付してください。例えば、発行元からの採録決定に係る通知や証明書、出版元のウェブサイト上の記載があればそのページのコピー等が考えられます。

Q：休学中に執筆や発表をした研究論文は業績に含めてよいですか？

A：奨学金貸与期間（休止期間を含む）内の業績であれば記載可能です。

Q：「学会での発表」について、発表は決定しているが、実際の発表は申請期間後です。業績として記載できますか？

A：発表を行うことが決定済みであれば記載可能です。学会名・日付・発表者が記載され、当該業績を客観的に証明できる証明書類を添付してください。例えば、プログラムの抜粋やポスター抄録、学会の案内メール等のコピーが想定されます。

Q：対象奨学金貸与前に学会での発表等が決定し、対象奨学金貸与期間中にそのとおりに発表を行いました。この業績は今回の返還免除申請における業績として記載できますか？(例えば、博士後期課程の奨学金返還免除申請にあたって、修士課程在籍時に決定した業績等)

A：当該業績は、奨学金貸与期間外に確定していると考えられるため、決定したとおりに発表等を行った場合は、奨学金貸与期間外の業績として扱い、今回申請での記載は不可です。

Q：外部団体の奨学金に採択されました。業績として記載できますか？

A：論文や発表等の受賞や表彰など「優れた業績」により奨学金を獲得した場合は記載可能です。そのことを最も客観的に証明できる書類を添付してください。

Q：学外で行ったボランティア等社会貢献活動は業績として記載できますか？

A：当該活動が専攻分野に関連したものであり、ご本人が活動を行ったことを客観的に証明できる書類を提出することが可能であれば記載できます。